

四万十市人権施策行動計画策定支援業務 仕様書

1 業務名

人権施策行動計画策定支援業務

2 業務目的

「人権」とは、一人一人が人間らしく生きていくために、生まれながらに持つ大切な権利であり、人が個人として尊重され、安全で安心な生活を送るために欠くことのできないものである。

しかしながら、同和問題、子ども、高齢者、障害者、外国人、犯罪被害者、H I V感染者・ハンセン病患者等に対する差別、性別による差別、性的指向・性自認に関する差別、インターネット上での人権侵害、災害時の人権侵害等の人権に関する様々な問題が存在しており、加えて、社会情勢の変化に伴う問題の複雑化・多様化及び新たな問題の発生が危惧されている。

本業務は、令和3年3月に策定した「第三次人権施策行動計画」を現在の社会動向や市の現状を踏まえた内容に変更し、併せて、「第2次四万十市男女共同参画計画ーしまんと男女共同参画プランナー」の内容を含む計画と位置付け、関連法令に対応した計画内容に改定することを目的とする。

3 業務内容

(1) 現状把握基礎調査に係る業務

①社会的潮流、市における課題の抽出・整理

市の地域性を分析し、既存資料・関連計画との照合及び関連法令との整合性を図ることにより、現状と今後の課題を抽出・検討を行う。

②各種文献、資料などの収集整理

国、県などの上位計画・関連計画を把握する。

(2) 人権施策行動計画の策定

①市施策の実態把握調査

事業の推進状況及び新たな計画で強化する項目、予定事業等について調査シートにより調査を実施したうえで、必要によりヒアリング調査を実施し、施策の現状と今後の課題を抽出する。また、旧施策及び男女共同参画計画の見直し、実績把握、新事業体系の構築、新事業の提案、数値目標管理の状況を把握する。

○各課・関係団体等事業ヒアリングシートの作成

○集計、分析、取りまとめ

②課題の抽出

上記調査結果を踏まえ、本市の現状並びに計画課題を整理する。

③施策の展開方針作成

計画策定の視点、基本理念、基本的施策を含めた計画骨子（案）を策定する。骨子（案）の策定にあたっては、効果的に男女共同参画計画が組み込まれた体系となるよう留意すること。

④計画検討原案の作成

計画骨子（案）をベースに、事業内容の検討、分野別施策を選定し、現行の男女共同参画計画の施策を盛り込んだ具体的な取り組み方針（案）を作成する。

また、実施体制、実施スケジュール、計画の普及・啓発、住民などの外部評価を視野に入れた計画策定とする。

(3) 人権施策及び男女共同参画に係る関連法令等情報提供資料作成

関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、関連法令が改正される都度、その改正箇所等に関する説明資料を作成し、提出すること。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすく取りまとめ、人権施策及び男女共同参画に関連する分野を網羅することとする。また、人権施策及び男女共同参画に係る情報が示された時は、その内容を要約した資料を作成すること。

(4) 策定会議運営支援等に係る業務（3回想定）

計画面検討のための会議開催に当たり、必要に応じ、会議に出席し会議運営を支援補佐するとともに会議に用いる資料案を作成する。

(5) 成果品の作成業務

成果品は以下の通りとする。

- 計画本編（A4判、表紙カラー、本文1色、約100頁程度、30部）
- 計画概要版（A4判、4頁程度、4色、PDFデータ納品）
- 人権施策に係る関連法令等情報提供資料：1部
- 上記関係データ一式

4 打合わせ及び報告

業務方針・内容・スケジュール等については、必要時に事務局と打合わせを行う。

なお、業務に必要な資料の借用を申し入れることができる。

5 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (2) 本業務は人権施策全般にわたる専門的知識や計画化の技術、上位計画である総合計画との整合性を図る必要があるため、受託者は「総合振興計画」、「人権施策行動計画」の策定実績を有していること。
- (3) 受託者は、委託者の情報資産の安全性を確保するものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならない。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録がなされており、5回以上更新していることを必須とする。（法人認定ではない担当者の個人資格は対象外）